

認定講習 講座コード

科目名	欄	領域	特別支援教育に関する科目	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード
特別支援教育基礎理論	第1欄		特別支援教育の基礎理論に関する科目	A 1
視覚障害心理	第2欄 又は 第3欄	視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	B 1
視覚障害教育			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	B 2
聴覚障害心理		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	C 1
聴覚障害教育			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	C 2
知的障害教育総論		知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	D 1
肢体不自由教育総論		肢体		E 1
病弱教育総論		病弱		F 1
重複障害・発達領域教育総論①	第3欄		○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	G 1
重複障害・発達領域教育総論②				G 2
重複障害・発達領域教育総論③				G 3
重複障害・発達領域教育総論④				G 4

今回（令和8年度 冬期）の講座については、以下の科目の実施はございません。

- 科目名
- 視覚障害心理（B1）

●視覚障害教育（B2）

●聴覚障害心理（C1）

●聴覚障害教育（C2）

●重複障害・発達領域教育総論①（G1）

●重複障害・発達領域教育総論②（G2）

●重複障害・発達領域教育総論③（G3）

●重複障害・発達領域教育総論④（G4）

2種免許状【知的・肢体・病弱】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による修得方法		領域	特別支援教育に関する科目	必要な単位	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1 単位	A 1	
第2欄	特別支援領域に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1 単位	D 1	
		肢体		1 単位	E 1	
		病弱		1 単位	F 1	
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病	重複・発達領域を2単位取る場合は不要。 重複・発達領域を1単位しか取らない場合、視覚と聴覚の4科目から1単位取る。	B 1	
			【心理、生理及び病理】		B 2	
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		【心理、生理及び病理】	C 1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		【教育課程及び指導法】	C 2
		重複・発達領域	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1 単位又は2 単位	G 1～G 4のいずれか	
			合計	6 単位		

第3欄は合計2単位必要。重複・発達領域は必須。

2種免許状【視覚・聴覚】を取得する場合

- ★教員として3年以上の経験が必要です。
- ★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による 修得方法		領域		特別支援教育 に関する科目		必要な単位		埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード	
第1欄		特別支援教育の基礎理論に関する科目				1 単位		A 1	
第2欄	特別支援 領域 に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 【心理、生理及び病理】		1 単位		各領域、心理、生理及び病理」と 教育課程及び指導法「1 単位ずつ必要。	B 1	
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】		1 単位			B 2	
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 【心理、生理及び病理】		1 単位			C 1	
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】		1 単位			C 2	
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域 に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目		重複・発達 領域を 2単位取る 場合は不要。 重複・発達 領域を 1単位しか 取らない場 合、知・肢・ 病の3科目 から1単位 取る。		第3欄は合計2単位必要。 重複・発達領域は必須。	D 1	
		肢体						E 1	
		病弱						F 1	
		重複・ 発達領域	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目		1 単位 又は 2 単位			G 1～G 4 のいずれか	
			合計		7 単位				

2種免許状【知・肢・病から1領域、視・聴から1領域】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による 修得方法		領域	特別支援教育 に関する科目	必要な単位	埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード	
第1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1 単位	A 1	
第2 欄	特別支援領域 に関する科目	知的 又は 肢体 又は 病弱	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	1 単位	D 1 E 1 F 1 のいずれか	
			視覚 又は 聴覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 【心理、生理及び病理】		1 単位
		○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】		1 単位	B 2 又は C 2	
		第3 欄	取得希望以外の特別支援教育領域 に関する科目	上記で選択しない 領域の科目		重複・発達 領域を 2単位取る 場合は不要。 重複・発達 領域を 1単位しか取 らない場合、 右の科目から 1単位取る。
重複・ 発達領域	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目			1 単位 又は 2 単位	G 1 ～ G 4 のいずれか	
			合計	6 単位		

2 種免許状【全領域】を取得する場合

★教員として 3 年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が 3 年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第 7 による 修得方法		領域	特別支援教育 に関する科目	必要な単位	埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード
第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1 単位	A 1
第 2 欄	特別支援領域に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1 単位	D 1
		肢体		1 単位	E 1
		病弱		1 単位	F 1
		視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	1 単位	B 1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1 単位	B 2
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	1 単位	C 1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1 単位	C 2
第 3 欄	取得希望以外の特別支援教育領域に関する科目	重複・発達領域	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2 単位	G 1～G 4 のいずれか
			合計	1 0 単位	

視覚・聴覚は、「心理、生理及び病理」と教育課程及び指導法「1 単位ずつ必要。」と

2種免許状【知的・肢体・病弱】から1種免許状【知的・肢体・病弱】に上進する場合

（養護学校教諭2種免許状からの上進を含みます。）

★当該2種免許状の取得後、特別支援学校教員（※）として3年以上の経験が必要です。

★1種免許状に係る単位の履修は、当該2種免許状の取得後に開始してください。

※有する2種免許状の領域の特別支援学校で勤務した経験が必要。（いずれか1領域でよい。）

教育職員免許法別表第7による 修得方法		領域		特別支援教育 に関する科目	必要な単位	埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				不要	—
第2欄	特別支援 領域 に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	1単位以上	第2欄は 合計4単位必要。	D1
		肢体		1単位以上		E1
		病弱		1単位以上		F1
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域 に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 【心理、生理及び病理】	重複・発達 領域を 2単位取る 場合は不要。	第3欄は合計2単位必要。重複・発達領域は必須。	B1
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】			B2
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 【心理、生理及び病理】	重複・発達 領域を 1単位しか 取らない場合、 視覚と聴覚の 4科目から 1単位取る。		C1
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】			C2
		重複・ 発達領域	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	1単位 又は 2単位		G1～G4 のいずれか
		合計				6単位